

生活支援情報 (せいかつしえん じょうほう) 2020.4.20

新型コロナウィルス(COVID-19)の影響により仕事をやめた人などへの支援



支援金の名前 「総合福祉資金 生活支援費 (特例貸付 とくべつに貸すお金)」

注意: 「福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)」と合わせて借りることは、できません。

支援の内容

- ① 貸すお金
2人以上の家族…月に20万円まで
一人暮らし…月に15万円まで
- ② 払われる日
申し込みから1週間くらい
- ③ 貸す期間
原則3か月以内 (3か月間まで借りられる)
- ④ 返済を待ってくれる期間
1年以内 (1年後から返し始めてよい)
- ⑤ 返す期間
10年以内(120回以内)に返す
- ⑥ 連帯保証人
なし
- ⑦ 利子
なし

申し込める人

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減ったり、仕事をやめたりして、

生活することができなくなった世帯の人

申し込み先

住んでいるところの社会福祉協議会 (〇〇区、〇〇市社会福祉協議会など)

ひつような書類

- ① 本人を確認する書類 (健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
- ② 住民票のコピー (住んでいる家族全員が書いてあること、3か月以内に発行されたもの)
- ③ 預金通帳 (申し込みの日までのお金の出し入れが書いてあること)

※ 収入が減ったことを確認するためです。

・ 収入や税金・社会保険料・公共料金の支払いがわかる通帳

・ いつもお金の出し入れをしている通帳や給料が減っていることがわかる書類など

④ 失業・離職（仕事がなくなる・やめた）場合は、やめたことを証明する書類

（離職票、廃業届、源泉徴収票など）

⑤ 印鑑（1）実印と印鑑登録証明書（借用書につかいます）

（2）銀行印（返済用の書類に押します）

⑥ その他 社会福祉協議会が決めた書類

お金を渡す方法

申し込んだ人（本人の名前）の金融機関（銀行など）の口座に振り込みます。

1か月ずつ分けて振り込みます。

お金を返す方法

毎月、銀行などの口座から引き落としとして返す。

引き落とし口座がないときは、決められた払込票で、ゆうちょ銀行から振り込む

相談の場所

▶ 借りる相談から交付（お金をもらう）までの相談 ⇒ 住んでいるところの社会福祉協議会

▶ お金をもらった後、返すまでの相談 ⇒ 住んでいるところの社会福祉協議会